

「消費税の軽減税率制度」について

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会は、中小企業を中心として全国 82 万社で構成し、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とする団体です。

当会では、「消費税の軽減税率制度」について、次のとおり提言いたします。

提 言

事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率 10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はないと考える。

理 由

(1) 軽減税率導入に当たっては、飲食料品の線引き、区分経理の仕組み、小規模事業者への影響等、山積する課題をクリアーするとともに、税収減による財政問題等も考慮する必要がある。

また、低所得者対策として導入される軽減税率は高所得者にも適用されることから、飲食料品の定義づけには十分な検討が求められる。

(2) 事業者としても、過度な事務負担や費用負担を求められる点を懸念しており、十分な配慮が必要である。仮に、軽減税率を導入するとしても、適用税率の徹底、社員への研修、システムの整備等、相当の時間が必要である。

(3) このような状況を踏まえると、消費税率 10%の段階で軽減税率を導入するというのは問題であるとする。仮に税率 10%までは単一税率を維持したとしても、「簡素な給付措置」により低所得者対策は担保されていることから、支障はないと考える。

以上の通り、軽減税率の導入を検討するに当たっては、「事業者の事務負担」「税制の簡素化」「税収」等を十分勘案し、相当の時間をかけて国民の理解を得る必要がある。

なお、消費税率を引き上げるに当たっては、引き続き、行財政改革を徹底するようお願いしたい。